

住民苦情の管理組合掲載について

管理組合たより第 194 号掲載（H22.12.8 発行）

一部の住民の方から、住民苦情を「管理組合たより」に掲載して欲しいとの要望があり、広報委員会でどういう形で取り上げるか検討し、理事会にご報告いたしました。

結論は住民の個別の苦情については取り上げ方が難しいという事です。

例えば、騒音問題をひとつとっても騒音源は？騒音の程度は？騒音の発生時間帯は？騒音の許容範囲は？不快の程度は？（人により温度差あり）双方の納得する解決策は？等々一方の側からの記事を掲載しても意味がないとも言えます。こうした苦情は対応が一樣ではありません。従って、現行ではアイデアBOXを通じて管理組合としてひとつひとつ丁寧に対処しており、今後もこうしたやり方で処するのが適切と考えます。

但し、こうした苦情、提言に基づき、一定のルール化がなされたもの（今後ルール化したいもの）、各人の創意工夫により有効な対処事例があったもの等、居住者の快適な団体生活に共通的なものがあれば「管理組合たより」に積極的に掲載していきたいと思えます。皆様の投稿をお待ちしております。

広報委員会